

衆議院 第百五十九回国会 環境委員会

議録 第十三号

平成十六年五月二十一日(金曜日)
午前十時一分開議

出席委員

委員長 小沢 錢仁君

理事 大野 松茂君 理事 桜井 郁三君

理事 竹下 豊君 理事 西野あきら君

理事 奥田 建君 理事 長浜 博行君

理事 伴野 豊君 理事 石田 祝稔君

理事 宇野 治君

加藤 勝信君

鈴木 淳司君

西村 康稔君

船田 元君

木村 隆秀君

島田 圭佑君

武山百合子君

阿部 知子君

近藤 昭一君

岩瀬 邦男君

砂田 圭佑君

吉田 正人君

参考人 (江戸川大学社会学部環境
放送大学教授)

参考人 (財団法人日本生態系協会
事務局長)

参考人 (財団法人日本生態系協会
事務局長)

参考人 (環境委員会専門員)

参考人 (環境委員会専門員)

参考人 (環境大臣政務官)

参考人 (放送大学教授)

参考人 (環境委員会専門員)

本日の会議に付した案件
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止
に関する法律案(内閣提出第一二五号)(參議院
送付)

○小沢委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、參議院送付、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

本日は、本案審査のため、参考人として、放送大学教授岩瀬邦男君、江戸川大学社会学部環境デザイン学科助教授・財団法人日本自然保護協会理事吉田正人君、財団法人日本生態系協会事務局長関健志君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきました、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からお一人十五分以内で御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑に答えていただきます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際はその都度委員長の許可を得て御発言くださいます。

ようお願いいたします。また、参考人から委員に対する質疑をすることはできないことになつてお対して質疑をすることはできないことになつてお

りますので、御了承願います。

それでは、まず岩瀬参考人にお願いいたします。

○岩瀬参考人 御紹介いただきました岩瀬です。

環境省中央環境審議会の野生生物部会長をやっていたらしくて、外来種に関する問題についてもいろいろと答申などをつくるのに協力させていただきました。そういう立場から御説明を申し上げたいと思います。

あらかじめ、事務局の方から、非常によく整った参考資料というのを見せていただいたんですけども、先生方の手元にも多分届いているので、三ツ矢憲生君、これより質疑に入ります。

本日は、本案審査のため、参考人として、放送大学教授岩瀬邦男君、江戸川大学社会学部環境デザイン学科助教授・財団法人日本自然保護協会理事吉田正人君、財団法人日本生態系協会事務局長関健志君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきました、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からお一人十五分以内で御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑に答えていただきます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際はその都度委員長の許可を得て御発言くださいます。

ようお願いいたします。また、参考人から委員に対する質疑をすることはできないことになつてお対して質疑をすることはできないことになつてお

りますので、御了承願います。

それでは、まず岩瀬参考人にお願いいたします。

○岩瀬参考人 御紹介いただきました岩瀬です。

環境省中央環境審議会の野生生物部会長をやっていたらしくて、外来種に関する問題についてもいろいろと答申などをつくるのに協力させていただきました。そういう立場から御説明を申し上げたいと思います。

あらかじめ、事務局の方から、非常によく整った参考資料というのを見せていただいたんですけども、先生方の手元にも多分届いているので、三ツ矢憲生君、これより質疑に入ります。

本日は、本案審査のため、参考人として、放送大学教授岩瀬邦男君、江戸川大学社会学部環境デザイン学科助教授・財団法人日本自然保護協会理事吉田正人君、財団法人日本生態系協会事務局長関健志君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきました、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からお一人十五分以内で御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑に答えていただきます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際はその都度委員長の許可を得て御発言くださいます。

ようお願いいたします。また、参考人から委員に対する質疑をすることはできないことになつてお対して質疑をすることはできないことになつてお

りますので、御了承願います。

それでは、まず岩瀬参考人にお願いいたします。

○岩瀬参考人 御紹介いただきました岩瀬です。

環境省中央環境審議会の野生生物部会長をやっていたらしくて、外来種に関する問題についてもいろいろと答申などをつくるのに協力させていただきました。そういう立場から御説明を申し上げたいと思います。

あらかじめ、事務局の方から、非常によく整った参考資料というのを見せていただいたんですけども、先生方の手元にも多分届いているので、三ツ矢憲生君、これより質疑に入ります。

本日は、本案審査のため、参考人として、放送大学教授岩瀬邦男君、江戸川大学社会学部環境デザイン学科助教授・財団法人日本自然保護協会理事吉田正人君、財団法人日本生態系協会事務局長関健志君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきました、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からお一人十五分以内で御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑に答えていただきます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際はその都度委員長の許可を得て御発言くださいます。

ようお願いいたします。また、参考人から委員に対する質疑をすることはできないことになつてお対して質疑をすることはできないことになつてお

法律の専門家に言わせますと、それが生態系に及ぼす影響というようなものを一つの法律で完全に対応するというのは非常に難しいことだということを危惧されている部分もあるんですね。それともかわらず、問題が現在非常に深刻になっております現実を、いろいろなところで先生方も十分御認識いただいています。そこで、國としてどう対応するかということを、この法律をつくり、それから、それをよりよい形で施行していくことによって、そういうことに対する対策が整えられることを期待するということです。

ただ、問題が、多様であるということと同時に、世の中で一般に知られておりますのに比べますと、生物多様性だけじゃなくて、科学一般に対するということを言いたいんですけれども、我々の認識が非常に不十分なところがあります。

例えば、御案内のことだと思いますけれども、外来種と一口で言いますけれども、私ども、現に生物科学の認識として、百五十万種ほどの生物が地球上に生きているということを認知しているわけです。しかし、その百五十万種というのは、その数字 자체は非常に大きい数字なんですね。でも、実際あると推定される、この推定は、推定ですからいろいろな推定の仕方があるんですねけれども、どんなに少なく見積もっても実際は一千万種以上の生物がこの地球上に生きている。多分、私ども大多数の者が考えておりますところでは、億を超えるぐらいの種数の生物が生きているということが、我々専門家仲間での推定の常識になりつつあるんです。そうしますと、百五十万という数字は非常に大きいんですけども、百五十万種といふ生きている生物のまだ一%ぐらいにしか達しないことなんですね。

しかも、そのうちで、例えばゲノムということがしばしば話題になりますけれども、ヒトゲノムが解読されてやっとヒトの研究が始まるようになつたというような言い方をしますけれども、全

ゲノムが解読されているのもわずか十数種ですかね。その程度のといいますか、そういう科学的な認識に従つて議論をしているということを一方で御認識いただきたいということと、しかし、そうしたら、それは、一%の種に名前をつけた程度だから何も知つてないのかといいますと、そうでなくして、やはり情報量が圧倒的に大きいからその程度しか知らないということなのであって、現に、これまでわかつています生物多様性に関する情報も非常にたくさんあるわけです。ですから、今度、その外来種に対してもどう対応するかというよつたことを考える場合には、そういう情報が非常に有効に生かされていている、そういうことであります。先ほどもちよと申しましたように、既に私どもの日本列島の地球表面と非常に多くなっている生物がある。

特に、特定外来生物種というような方をし

ますのは、先ほどもちよと申しましたように、既に私どもの日本列島の地球表面と非常に多くなっている生物がある。

例えば、外来種の例でいいますと、私は専門が植物ですから、植物の例をよく挙げさせてい

ただくんだけれども、日本の田園風景にクローバーというのにはもう既になくてはならない植物の一つになつてゐるんですね。これは御存じのように、例えば芭蕉の俳句にもクローバーといふのが出てこないよう。江戸時代には日本にはなかつた植物なんですね。ただ、それが今では日本の田園風景に欠くことのできない要素の一つとなつてゐるということです。

このことも考えてみれば、日本にもし田園風景

したけれども、人に対する影響を与えるものにつ

いては、一般の人々も非常に簡単にそれを理解していただくことができる。例えばカミツキガメの

ようものが入つてきますと、子供にかみついて危害を与える、そういうようなことですと非常に

はつきりわかるんですね。元来落ちついて生きることができなければ、新石器時代以前は田園風景

というのにならぬんですね。だから、それが今では日本列島にはなかつたわけですね。

もその時代にはクローバーといふのは多分

生きることができなかつたんだろうと思うんです。

ところが、そのうちに、外からの生物が入つてしまつたところへ外来種が入つてきますと、そこへ

なじんで生活するということがあるわけですね。

ですから、例えばいろいろ問題になつていて

その生物多様性に対する影響の一層恐ろしいと

ころは、すぐに目立つ影響を与えてはこないん

すけれども、徐々にさまざまな影響が蓄積してく

くうちに、ある閾値まで達しますと、取り返しがつかないような影響になつてあらわれてくるといふことなので、これは取り返しがつかない影響が

出でくるまでに十分その前兆を察知して、それに對する対応を立てないといけないということなので、それに対する対応をいかに立てられるかといふのを、さまざま形で専門的な知見を集めて検討したのをまとめたのが今回の法律であるというふうに理解しています。

この法律ができたら、それで在来生物が完全に保てるか、生物多様性が完全に持続性を維持できるかといいますと、まだ心配なところがないわけではありません。科学の世界ででも

ではないんですけども、今は重要なポイントというのは、多分、この前の中環審の答申には盛り込んでいただけたというふうに理解しているんですけれども。

現に、もう十年以上前になりますけれども、種の保存法というのを、今正確な名前をちょっととり

ピートできませんけれども、絶滅危惧に追いやられていて、守るかといふことに對する法律をつくつてもらいましたときも、私ども研究者仲間の中には、こういう程度のというのは悪い表

現かもしれないけれども、こういう法律では本当に危ないものは十分守れない、もつともっとさまざま対応をしないといけないんじやないか、だから、こういう法律ならできてもしょうがない

とさえ言っていた連中があるんです。しかし、十

年前にその法律ができるから、日本じゅうで種の大切さということを理解していただく輪がどんどん広まりつつあるというのは、もう一方で確かなところなので。

今度のこの外来種の法案についても、中環審の議論の中でもさまざま議論が出てきたわけですね。いろいろな御意見はあるとは思うんですけども、そういうものを踏まえておな、こういう

法律をつくり、日本の全体にこうすることを認めさせていただき、そういうことによつて外来種の問題というのを、生物多様性に対する害悪を除く

形で十分御理解をいただくことが、特に環境問題に関しては、法律だけで決まるものじゃなくて、すべての人々がそういう認識をしっかりと持つて、それを維持しようという意図を持っていただることが大切なわけで、そうする上で非常に重要な争点になるものだと思いますので、そういう方向で御検討いただければというふうに思います。

時間ですので、私の最初の話はこれでやめさせていただきます。(拍手)

○小沢委員長 ありがとうございました。

次に、吉田参考人にお願いいたします。

○吉田参考人 皆さん、こんにちば。

江戸川大学社会学部環境デザイン学科助教授、日本自然保護協会理事の吉田正人と申します。

私は、国際自然保護連合、IUCNの種の保存委員会侵入種専門家グループの委員として、皆様お手元の衆議院環境調査室の資料の九十八ページから百一十九ページにもあります、世界的な侵略的外来種ワースト百や、侵略的外来種による生物の多様性の喪失を防ぐためのIUCNガイドラインなどを翻訳いたしまして、IUCN日本委員会のホームページでも紹介してまいりました。

また、日本自然保護協会では、二〇〇二年に保護研究委員会野生生物小委員会による検討を行ない、本日、資料としてお配りした、野生生物との生息地を保護するための二十七の提言を取りまとめました。その三章は「日本の生物多様性を守るために外来種に関する提言」でございまして、外來種による生態系や生物多様性への望ましくない影響を防ぐため、早急に外來種対策法を整備するとともに、種の保存法、自然公園法など関連する法律に外來種対策を盛り込むよう提言いたしました。

また、二〇〇三年には、お手元にお配りした「日本全国カメさがし」を実施いたしまして、全国で観察された六千頭近いカメの六〇%以上がミシシッピアカミミガメ、カミツキガメなどの外來種であることを発表いたしました。

本日は、このような立場から、本法案に対する意見を申し述べます。

まず、地球上に存在する三千万種とも五千万種には、国内産のカブトムシ、クワガタムシと交雑種をつくることが確認されており、それが野外に放たれた場合、在来種に遺伝的な混乱を引き起こす可能性があります。

は世界的に危機に瀕しておりますが、その三大絶滅要因の一つが、侵略的外来種による地域の生態系の混乱でございます。

特に、島嶼生態系は外来種の侵入に弱く、十六世紀の大航海時代以降、多くの島々で、人間が持ち込んだヤギや豚によって島固有の動植物が絶滅し、あるいは絶滅寸前の状態に陥っています。我が国でも、小笠原諸島や琉球諸島など独特の生物相を持った地域で、ノヤギ、ノネコ、マングース、オオヒキガエルなど、人間が持ち込んだ外来種によって、固有の生物種が絶滅の危機に瀕しています。

また、湖沼のような閉鎖生態系においても外来種の影響は甚大です。琵琶湖、霞ヶ浦などでは、ブルーギルなどの外来魚によって、固有の魚類相が危機に瀕しています。また、木崎湖では、コカナダモの繁殖によって在来の沈水植物が壊滅し、それを排除するために導入されたソウギヨガ、今度は残った沈水植物を食べ尽くしてしまいました。

同じ島嶼国であるニュージーランドなどが外来種対策に対して是非常に力を入れているのに対しても、我が国は外来種の輸入大国であり、財務省の貿易統計によりますと、年間五億件もの生きた動物が輸入されています。厚生労働省の調査によれば、年間四百万頭もの脊椎動物が輸入され、その五〇%が爬虫類、その大半がミドリガメの名前であります。

また、一九九九年の植物防疫法の改正により、これまで規制されていた外国産カブトムシ、クワガタムシの輸入が解禁され、毎年七十万頭近い外

国産カブトムシ、クワガタムシが輸入されています。国立環境研究所の研究によれば、これらの中には、国内産のカブトムシ、クワガタムシと交雑

種をつくることが確認されており、それが野外に放たれた場合、在来種に遺伝的な混乱を引き起こす可能性があります。

このように、外来種問題は生態系や生物多様性に多大な影響を与える状況となつております。

さて、本法案において、外来生物のうち、生態系等に係る被害を及ぼし、あるいは及ぼすそれのある種を政令で特定外来生物に、また、生態系に係る被害を及ぼすおそれのあるものである疑いのあるものを主務省令で未判定外来生物に指定することとなつております。

外来種は、一度侵入し定着してしまうと、その排除に多大な労力と予算が必要となることから、本法案の準備段階でWWFジャパンや日本自然保護協会などのNGOは、外来生物は原則として輸入禁止とし、生態系に係る被害のリスクがないと判断された種のみを輸入規制の例外とする、いわゆるホワイトリスト方式をとることが望ましいという主張をしてまいりました。本法案で、特定外来生物や未判定外来生物が確実に指定されれば、ホワイトリスト方式に近い運用となりますですが、ここで幾つかの問題がござります。

第一に、特定外来生物や未判定外来生物の指定を、産業的な観点からの判断を排除して、純粹に科学的な知見から行なうことが可能かということです。

第二に、特定外来生物のリスク評価法を用いて、島への導入から島のノールというトカゲの場合、島への導入から島の昆虫類への被害が報告されるまで二十年かかることがあります。そのため、被害が出てから原因者を捜索することが知られています。小笠原のグリーンアンノールは、年間五億件もの生きた動物が輸入されています。しかし、導入以前の生態系への被害のリスク評価法においても、環境影響評価書を作成する義務は事業者にあります。

第三に、未判定外来生物のリスク評価期間が六ヶ月と定められていますが、外来種が生態系に被害をもたらすまでは数年から数十年の潜伏期間があることがあります。そのため、被害が出てから原因者を捜索することが知られています。小笠原のグリーンアンノールは、年間四百万頭もの脊椎動物が輸入され、その五〇%が爬虫類、その大半がミドリガメの名前であります。

第一、第三の問題を解決するには、未判定外来生物の評価に係る費用は、その生物を輸入しようとする者の負担とし、これとあわせて、将来的に除去をする場合に必要となる可能性のある金額をデボジットとして先行的に徴収しておくという方法も考えられます。これによって、外来生物を輸入しようとする者に対し、その行為が非常に大

百以上の種が指定されているのに比べると著しく少なく、産業への影響を配慮して指定が進まないと考えざるを得ません。

本法案における種指定が純粹に科学的な知見から行なうことができるようにするためには、生態系等に係る被害の可能性を判断する常設の科学委員会が必要であると考えます。

第二に、未判定外来生物のリスク評価の義務を申請者に負わすことができるかという点です。本法案における種指定が純粹に科学的な知見から行なうことができるようになるためには、生態系等に係る被害の可能性を判断する常設の科学委員会が必要であると考へます。

外来生物を輸入しようとする者は、それによつて多大な影響を与える状況となつております。

さて、本法案において、外来生物のうち、生態系等に係る被害を及ぼし、あるいは及ぼすそれのある種を政令で特定外来生物に、また、生態系に係る被害を及ぼすおそれのあるものである疑いのあるものを主務省令で未判定外来生物に指定することとなつております。

外来種は、一度侵入し定着してしまうと、その排除に多大な労力と予算が必要となることから、本法案の準備段階でWWFジャパンや日本自然保護協会などのNGOは、外来生物は原則として輸入禁止とし、生態系に係る被害のリスクがないと判断された種のみを輸入規制の例外とする、いわゆるホワイトリスト方式をとることが望ましいと主張をしてまいりました。本法案で、特定外来生物や未判定外来生物が確実に指定されれば、ホワイトリスト方式に近い運用となりますですが、ここで幾つかの問題がござります。

第一に、特定外来生物や未判定外来生物の指定を、産業的な観点からの判断を排除して、純粹に科学的な知見から行なうことが可能かということです。

第二、第三の問題を解決するには、未判定外来生物の評価に係る費用は、その生物を輸入しようとする者の負担とし、これとあわせて、将来的に除去をする場合に必要となる可能性のある金額をデボジットとして先行的に徴収しておくという方法も考えられます。これによって、外来生物を輸入しようとする者に対し、その行為が非常に大

て、その後、資料もつけさせていただいておりました。それども、幸いなことに、各報道機関にいろいろな形で取り上げていただきました。しかしながら、直接的な言い方をすれば、各方面から意見というよりもクレームに近い反論等も多数寄せられましたという事が事実であります。今、時代が流れ、環境という波も大分大きく動いている中で、今回このような法案が上げられてきたというは大変感慨深いところでもあります。また、内容につきましても、当時、我々、五項目要望させていただきましたけれども、今回の政府法案を見させていただきますと、ちょっとと言い過ぎかもしれないけれども、ほぼ内容が含まれているというのを見ましても、個人的にも大変感慨深い気持ちになつております。

今回の政府提出法案についてですけれども、まだ基本方針であるとか主務省令等の内容が見えてこない中で幾つか懸念される事項はあります。基本的に、本法案が早期に成立し、これに続き基本計画または主務省令等が策定され、こうしたことを通じて外来種対策が着実に進んでいくということを願う立場から、意見を述べさせていただきたいと思います。

意見の内容につきましては、お手元の資料の中には、一ページ目からですけれども、六項目、私の方では挙げさせていただきます。資料に従つてちょっと御説明させていただきます。

まず一項目めは、特定外来生物の指定についてです。特定外来生物については政令でするものとし、指定に当たっては、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聞いて指定するというようになつております。またその際、パブリックコメントを行い、広く国民の意見を反映するというようなことも検討されているというふうに聞いております。

かと懸念しておりましたところ、参議院の方で小池大臣より、外来生物によつてもたらされるさまざまな便益との調整、そして社会的な影響などについても慎重に検討していくことも必要であるが、生物多様性の確保が原則であると、強い答弁がありました。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、先ほどから出ておりますけれども、種の保存に関する法律の国内希少野生動植物種の指定とか、または鳥獣保護法の狩猟鳥獣の指定など、この手の、政令で指定するとか、または鳥獣保護法の狩猟鳥獣などが農水省と協議して指定するというようなことにつきましては、主観になりますけれども、これまでややもすると、経済的や社会的な影響が重視される、そういう傾向が多分に強いということを私どもは感じております。

特定外来生物の指定については、答弁で小池大臣が言われました、生物多様性の確保を原則とするという文言を今後策定される基本方針に明記してくださいと、ぜひこの原則のもと、特定外来生物の指定がしっかりと行われていくと、いうことを強く思います。

次に、一番目の項目ですけれども、未判定外来生物の指定についてです。

二十一条において、生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物を、主務省令で未判定外来生物に指定し、輸入に当たつて個別にチェックしていくことになつていまます。これについても、特定外来生物の指定同様、日本の大切な自然を守り取り戻していくために、今後策定される基本方針に、生物多様性の確保が原則であることを明記し、疑いのあるものについては積極的に未判定外来生物に指定していくことが重要だと思います。

特定外来生物や未判定外来生物の指定につきましては、一方で自由貿易を基本原則としている WTOなどとの関係があり、科学的根拠が十分でないものを指定することについてはいろいろ議論があるが、生物多様性の確保が原則であると、強い答弁がありました。

あるところかと思いますが、生物多様性条約第六回の締約国会議の外来種に関する決議の中でも、予防原則ということがうたわれています。具体的には、外来種に関して科学的な裏づけが十分ではないとか知識が不足している状態であっても、生物多様性が失われる脅威があるときには外来種の輸入を制限するという判断を行うべきである、こういうものです。

WT.Oのことを気にし過ぎて特定外来生物や未判定外来生物の指定をちゅうちょとするというのではなくて、日本の生物多様性を守るということを第一に考えて法律を運用していただきたいということも思います。

三点目になりますけれども、未判定外来生物の生態的特性に関する情報の収集に関するこです。

これも二十一條ですが、未判定外来生物を輸入しようとする場合、輸入しようとする者が主務省令で定められた事項に関する情報を主務大臣に届け出で、その届け出のあつた情報に基づき、主務大臣が生態系等に被害を及ぼすおそれがあるか否かを判断し、輸入の可否を決めるとなつてます。

これにつきましても、生物多様性条約第六回締約国会議の決議に、輸入しようとする未判定外来生物が生物多様性への脅威にならないことを立証する責任は、第一義的には輸入しようとする者にある、こう定められております。生態系等への影響がないという立証は、基本的に利益を得ようとする輸入業者の負担により行われるということをはつきりさせておく必要があると思います。

先ほど、我が国の生物多様性を確保するという観点から、ある程度疑わしい外来生物については積極的に未判定生物に指定することが重要であるというように述べさせていただきましたが、そうなりますと、輸入に関する届け出もそれに応じて多く出ることが予想されます。立証責任については基本的に輸入しようとする者にあるということことははつきりさせておかなければ、国が情報の収集

などに労力をかけることになります。國の出費が多くなります。

この問題について、參議院の方で、小野寺自然環境局長の方から、届け出の手続の中で、輸入しようとする者に対し、できるだけ生態系影響その他の基礎情報の提供を求めるなどを、義務づけることを考へておられたとの答弁がありました。

第二十一条に基づく主務省令の作成に際しては、生態系等への影響評価に必要な情報の収集は、基本的に輸入しようとする者の手によつて漏れがないように行われ、また主務大臣は、輸入しようとする者に対する必要な場合、追加で資料を請求できるということ盛り込んでおく必要があるのではないかと思ひます。

四番目にになりますけれども、防除についてです。

野生生物についてはまだわからないことが多いです、防除に当たつても試行錯誤という部分が多くあります。順応的管理、アダプティブマネジメントの考え方に基づいて防除を行つていくことが重要です。どういう結果を期待して、どのような防除を行い、その結果がどうであつたのかということを評価し、期待した成果が得られなかつた場合、どういう点に問題があつたのかを検討し、その知見を今後の防除に生かしていくことが重要だと思います。

第十一条第二項に、主務大臣等の防除計画に定める事項が列記されておりますけれども、第四号に、「前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項」とあります。これもこの法案が成立してからの話になるかと思いますけれども、順応的管理という考え方から、第十一条に基づく主務省令の作成に際して、実施した防除の効果に関する評価及びそれに基づく今後の方針という事項を盛り込む必要があると思います。

防除効果に関する情報は、国内の他地域で行われる防除活動の参考になるということだけではなくて、国際的にも問題になつています。外來種問題に取り組んでおら題は、国際的にも、外來種問題に取り組んでおら

れる方々にとつても大変参考になるものだと思いまますので、この順応的管理の進め方ということをぜひ行つていただきたいと思っております。

五項目めになりますけれども、「二十八条に「国は、教育活動、広報活動等を通じて、特定外来生物の防除等に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。」というふうになつております。

私どもの協会では、環境教育事業の一環でしかれども、この十年間、全国の小中学校、または保育園、幼稚園、大学も含めになりますけれども、そういうた学校機関に向けて、学校ビオトープを働きかけております。その一環として、これも資料をお配りさせていただきましたけれども、学校ビオトープコンクールということも事業の一環で行つてきました。

この学校ビオトープの基本は、外国の草花とか園芸用の草花の花壇づくりとは基本的に違い、子供たちが生活している地域の自然を校庭に再現し、それをまた観察することを通じて、地域の自然を大切にする気持ちを育て、最終的には地域の自然を守る活動に自発的に参加していく子供たちを育てるというような活動の趣旨があります。

外来種問題を解決する上で、環境教育や広報活動は非常に重要であると我々も考えますけれども、私どもの日本生態系協会では、学校ビオトープに関する取り組みなどを通じて、外来種問題についての普及啓発活動に引き続き力を入れていくことにしておりますけれども、政府におかれましては、本法案はまた一つのきっかけに、外来種問題に関する学校教育の充実はもちろんですが、テレビでありますとか新聞雑誌等を通じた広報活動を、効果的に、戦略的に行つていかれることをお願い申し述べたいと思っております。

最後の六番目になりますけれども、今回の法案は、特定外来生物の輸入禁止、特定外来生物の防除などについて法制化を図るということになりました。

が、外来種対策のすべてというわけではありません。

既にいろいろなところで述べられているもので

すけれども、治山であるとか砂防であるとか、ま

たは道路関係の緑化のあり方、または内水面漁業

で、外国の魚類や国内のものであっても他地域の遺伝子の系統の違う種苗を、自然界の、川であるとか湖であるとかそういったところに大量に放流

をしていく、こういった問題が顕在化してきており

ります。まだまだ課題が多数残されているとい

のが現状です。

近年、国土交通省または農林水産省においても、外来種問題に対する取り組みは徐々に始められましたといふことは言えますけれども、例えれば、緑化に関しましても、地域在来の植物の利用を基本とするというようなところにまではまだ至っていないというものが現状だと思います。こうした問題につきましても、今後順次取り組んでいくことが大変重要なことがあります。

環境省につきましても、重要管理地域の議論はありましたが、これについて、環境省では、既存の自然保護地域制度を充実する中で対応していくというふうなことを聞いております。しかししながら、必ずしも今の制度で十分な外来種対策がとれるわけではありません。環境省におきましても、保護地の種類ごとに順次十分な外来種対策が行えるよう、そういう制度改革が必要であると思いま

す。

本委員会において、法案の審議とともに、こうした残された外来種問題につきましても、今後の道筋をつけていただけますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、私の意見陳述を終わらせていただきま

います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大前繁雄君。

きょうは、三人の参考人の先生方、台風の襲来

とかあるいはまたいろいろな御多用の中、御足

労いただきまして貴重なお話を伺いさせていた

だきました、ありがとうございました。限られた

時間でございますので、早速質問に入らせていた

だいたいと思います。

まず、岩槻先生に、基本的な問題を一点お伺い

したいと思います。

このたび提起されておりますこの法案は、既に

参議院で先議され、採択されているものでござい

ますけれども、参議院では、野党から対案が出さ

れ、並行して審議されたと聞いております。そし

て、その審議過程の中で最も先鋭に意見の対立し

た点は、外来生物の規制について、政府案では、

先ほど吉田先生も少しうかがいましたけれども、

政府案では、ブラックリスト方式、つまり、だめ

なものを見定めて規制するという考え方を採用し

ているわけでござりますけれども、野党案では、

ホワイトリスト方式、大丈夫なもののみ入れてそ

れ以外のものは規制するという考え方でございま

すけれども、こういうことを採用していただけで

あつたとお聞きをいたしております。

そこで、お尋ねしたい点は、ブラックリスト方

式をとるにしてもホワイトリスト方式をとるにし

ても、在来生物と外来生物の分類がしつかりなさ

れているといふことが本来望ましいわけでござい

ますけれども、この点、分類学上の現状はどのよ

うになつておるのか、お尋ねをしたいと思いま

す。

ありがとうございます。(拍手)

以上で、私の意見陳述を終わらせていただきま

す。

○岩槻参考人 冒頭の説明でもちょっと申し上げ

ましたように、生物多様性に関する科学的な知見

というのは、随分進んではいますが、全体

の情報量からいいますと非常に限られておりま

す。

○小沢委員長 これより参考人に対する質疑を行

私は、実は維管束植物を扱っている専門家なんですが、それでも、植物に関する知識は相当進んでるんですねけれども、まだ、例えば昆虫類でありますとか線虫類でありますとかというようなものに関しては、むしろわかっている方が限られていますとか線虫類でありますとかいう言い方になります。

○大前委員 自由民主党の大前繁雄でございま

す。

きょうは、三人の参考人の先生方、台風の襲来

とかあるいはまたいろいろな御多用の中、御足

労いただきまして貴重なお話を伺いさせていた

だきました、ありがとうございました。

限られた

時間でござりますので、早速質問に入らせていた

だいたいと思います。

まず、岩槻先生に、基本的な問題を一点お伺い

したいと思います。

このたび提起されておりますこの法案は、既に

参議院で先議され、採択されているものでござい

ますけれども、参議院では、野党から対案が出さ

れ、並行して審議されたと聞いております。そし

て、その審議過程の中で最も先鋭に意見の対立し

た点は、外来生物の規制について、政府案では、

先ほど吉田先生も少しうかがいましたけれども、

政府案では、ブラックリスト方式、つまり、だめ

ものを特定して規制するという考え方を採用し

ているわけでござりますけれども、野党案では、

ホワイトリスト方式、大丈夫なもののみ入れてそ

れ以外のものは規制するという考え方でございま

すけれども、こういうことを採用していただけで

あつたとお聞きをいたしております。

そこで、お尋ねしたい点は、ブラックリスト方

式をとるにしてもホワイトリスト方式をとるにし

ても、在来生物と外来生物の分類がしつかりなさ

れているといふことが本来望ましいわけでござい

ますけれども、この点、分類学上の現状はどのよ

うになつておるのか、お尋ねをしたいと思いま

す。

以上で、私の意見陳述を終わらせていただきま

す。

○岩槻参考人 冒頭の説明でもちょっと申し上げ

ましたように、生物多様性に関する科学的な知見

というのは、随分進んではいますが、全体

の情報量からいいますと非常に限られておりま

す。

○小沢委員長 ありがとうございました。

されども、私、以前は東京大学植物園に在職しておりました。東京大学植物園においては日本を代表する研究機関であるとしばしば言つていただきたい、そういう対応の仕方をしたんすけれども、グローバルに見ますと、幾つか優秀な植物園がありますけれども、イギリスを代表する植物園は、イギリスのロンドン市西郊にありますキューブ植物園です。

そのときに比べさせていただいたんすけれども、キューブ植物園には、その当時、学位級の、イギリスは伝統的に学位を取らないことを威張つている人もありましたから学位級のという言い方をするんですけども、学位級の研究者が百五十人、それに対する補助職員を含めて、研究者が、植物園のスタッフが五百人ぐらいだったんですね。それに対して、東大植物園では、教官と呼ばれる者が、私、在職中に多少無理をしてふやしていただいて六人なんです。小石川植物園本園と日光の分園と合わせてざつと二十人の職員で、今はもっとそれより減っていますけれども、やつていいわけです。

決して研究レベルで負けておつたとは思わないんですけども、生物多様性という非常に多様なものを対象とする、植物全体を対象とするというような、そういう機関でも、ざつと対比はそのようなものであつたということを申し上げて、何年でどうというその試算を今申し上げるのは非常に難しいので、ちょっとと発言を控えさせていただきますけれども、そういう具体的な対比をさせていただきたく思います。

○大前委員 いろいろ難しい問題があるようでございますけれども、早急に分類の作業を進めていただきたい、そのように要望しておきます。次に、吉田先生に一点お伺いしたいと思います。

先ほど少し触れられましたけれども、いろいろな動物愛護団体、自然保護団体の方に意見を聞きましたと、やはり防除に関しまして、持ち込まれた

ですけれども、私、以前は東京大学植物園に在職しておりました。東京大学植物園としては日本を代表する研究機関であるとしばしば言つていただきたい、そういう対応の仕方をしたんすけれども、グローバルに見ますと、幾つか優秀な植物園がありますけれども、イギリスを代表する植物園は、イギリスのロンドン市西郊にありますキューブ植物園です。

そのときに比べさせていただいたんすけれども、キューブ植物園には、その当時、学位級の、イギリスは伝統的に学位を取らないことを威張つている人もありましたから学位級のという言い方をするんですけども、学位級の研究者が百五十人、それに対する補助職員を含めて、研究者が、植物園のスタッフが五百人ぐらいだったんですね。それに対して、東大植物園では、教官と呼ばれる者が、私、在職中に多少無理をしてふやしていただいて六人なんです。小石川植物園本園と日光の分園と合わせてざつと二十人の職員で、今はもっとそれより減っていますけれども、やつていいわけです。

決して研究レベルで負けておつたとは思わないんですけども、生物多様性という非常に多様なものを対象とする、植物全体を対象とするというような、そういう機関でも、ざつと対比はそのようなものであつたということを申し上げて、何年でどうというその試算を今申し上げるのは非常に難しいので、ちょっとと発言を控えさせていただきますけれども、早急に分類の作業を進めていただきたい、そのように要望しておきます。次に、吉田先生に一点お伺いしたいと思います。

先ほど少し触れられましたけれども、いろいろな動物愛護団体、自然保護団体の方に意見を聞きましたと、やはり防除に関しまして、持ち込まれた

外來生物そのものに罪があるわけではなく、持ち込んだ人が悪いのであるから、たとえ侵略的外來生物であっても捕獲して殺してしまうのはよくなないという意見がよく聞かれるわけでございます。私が住んでおります西宮市にござりますが、有名な熊森協会さんというNPOがあるんですが、そういうようなことも主張しておられるようございます。

先ほど先生、合意形成のプロセスが大切だと言われましたけれども、しかし、実際に具体的に方法を工夫する必要があると思うんですね。どのようないくつかの方法が望ましいとお考えか、もしお考えがあればお聞きしたいと思います。

○吉田参考人 先生からお尋ねいただきました合意形成の問題ですけれども、非常に大事な問題でございまして、この世の中にはいろいろな多様な価値を持った方々がいらっしゃるわけで、その中で我が国の生物多様性を守っていく、それにはどうしても、余りにも影響の大きいものについて排除し、場合によつては、飼い切れないという場合には捕殺するということも必要になつてくるわけでございます。

誤解を解いていくと、どうなことを活動として行つております。

○大前委員 ありがとうございました。

時間が参りましたので、以上で質問を終わらせたいと思います。

○小沢委員長 次に、田島一成君。

○田島(一)委員 民主党の田島一成でございま

す。

本日は、三人の参考人の先生方、本当に貴重な御意見、ありがとうございます。民主党を代表して、心から御礼を申し上げたいと思います。

先生方の御意見を聞かせていただきまして、正直申し上げて、いかにこの法案に課題が多いのかということをつくづく感じさせていただいたところであります。いよいよ週を明けまして審議に入れるわけでありますが、本当に参考になるお話を聞かせていただきました。もう少し詰めて御意見を承りまして、今後の審議の参考にさせていただきたいと思いますので、お答えをよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

実は先日、岩槻先生の、「環境情報科学」に寄稿された論文を拝見させていただきました。たしか三十三の一号の中だったかと思うのですが、少し引用させてください。その文献の中で岩槻先生は、「導入された外来種が自然に放出された場合、既存の生物相にどういう影響を及ぼすか、確実な推定をする根拠はほとんどない」ということである。確實に大丈夫といえるもの以外は、危険という予測をせざるを得ない」というふうに、おっしゃっており、引き続き、「いま導入されても、何年も経つてまだ定着していないからといって、見過ごしておいて平気というのではないことを警告する。今後どういう変動が生じるか、正確な推計ができるない」というふうに述べていらっしゃいます。

正直私も、先生がおっしゃるとおり、この内容については「もともだとうふうに思つております。ところが、この法案で、未判定の外来生物

う、そういう前提でそれを考えないといけないと

あります。

今方も、ほかの参考の方々から、随分いろいろな生物の被害というものを御報告いただきました。そういった中で、先生の論文とこの六ヵ月というものが大きく違っているようなふうに思つて、吉田先生は六ヵ月という限定的な期間、これが本当に適切なのかどうかということを、あわせてお答えいただけないでしようか。

○岩槻参考人 今御紹介いただきました一節だけではなくて、本当は全体の流れの中でそれがどう意味するのかと、することも必要だと思うんですけれども、先ほどの質問にもお答えいたしましたよ

うに、この問題だけを取り上げて、最も理想的にすれば、どういうやり方があるかということは、もちろんあるんですけれども、今の日本の生態系を守るために外来種を排除するということだけが問題ではないわけですね。その生態系をどう維持し

て、どう維持しながら生物多様性の持続的利用と

いうのを図るかということなんですね。

実は、先ほどからの御質問でもちょっと気に

なっていることがあるんですけど、よろしい

でしようか、別の参考の方の御意見に、反論す

るんじゃないんですけれども、コメントしたいこ

とがあるんです。

外來種を持ち込んでピオトープだと緑化だと

かをしてはいけないという御意見なんですね

は、その時点その時点ではそういうやり方で対応

していくかざるを得ないんだというふうに、これ

は、科学的に何がわかっているかということと、

今我々が行えることは何かということとは必ずしもイコールではないんだという前提で申し上げた

と思います。

○田島(一)委員 ありがとうございます。

非常に、言葉は乱暴かもしれません、消極的な印象を実は持たせていただきました。

私たち、現に、この日本の全国各地で、いろいろな外來生物の被害と闘っている方々とお会いしまいました。その中で、なぜこのようなこと

になつたのか、当初は、いいだろう、かわいいだ

う、プラスになるだろう、そんな判断から入れられたものが、実を申し上げると、今法案で上

がつている六ヵ月という期限をはるかに超えて、

随分長い時間をかけてその被害が明るみに出てき

た、そんなことを随分批判的に非難をされる方々

が多くいらっしゃいます。

今方も、ほかの参考の方々から、随分いろいろな生物の被害というものを御報告いただきました。そういった中で、先生の論文とこの六ヵ月というものが大きく違っているようなふうに思つて、吉田先生は六ヵ月は短過ぎるというふうにおっしゃつていて、何を持ち込んでいいか悪いかということの判断は別だと思うんですね。

先ほど、私、いつごろになつたらその分類のこ

とが全部わかるのかと、いうのに返事をいたしませ

んでしたけれども、それは、改めて申し上げます

と、実は、本当にそういうことがわかるというの

は、生物多様性についてわかるということは、科

学がすべてを知り尽くしたときでないと言えない

わけですね。だけれども、科学がすべてを知り

尽くすまで私たちが何も生物多様性に対する対応

をしないということだと、これはやつていけない

わけですね。

ですから、今の中までどこまで最低限のこ

とが確保できるかという対応の仕方をしますと、

先ほど私、ブラックリストに妥協するという言い

方をしましたけれども、それぞの対応というの

は、その時点その時点ではそういうやり方で対応

していくかざるを得ないんだというふうに、これ

は、科学的に何がわかっているかということと、

今我々が行えることは何かということとは必ずしもイコールではないんだという前提で申し上げた

と思います。

○田島(一)委員 ありがとうございます。

非常に、言葉は乱暴かもしれません、消極的な

印象を実は持たせていただきました。

私たち、現に、この日本の全国各地で、いろいろな外來生物の被害と闘っている方々とお会いしま

た、なぜこのようなことになつたのか、当初は、いいだろう、かわいいだ

う、プラスになるだろう、そんな判断から入れ

られたものが、実を申し上げると、今法案で上

がつている六ヵ月という期限をはるかに超えて、

随分長い時間をかけてその被害が明るみに出てき

た、そんなことを随分批判的に非難をされる方々

が多くのいらっしゃいます。

今方も、ほかの参考の方々から、随分いろ

いろな生物の被害というものを御報告いただきました。そういった中で、先生の論文とこの六

ヵ月というものが大きく違っているようなふうに思つて、吉田先生は六

ヵ月は短過ぎるというふうにおっしゃつていて、何を持ち込んでいいか悪いかということの判断

は別だと思うんですね。

○岩槻参考人 今御紹介いただきました一節だけではなくて、本当は全体の流れの中でそれがどう意味するのかと、いうことも必要だと思うんですけれども、先ほどどの質問にもお答えいたしましたよ

ということ、科学的にいいのかどうかという議論をし始めますと、これはもういろいろ議論があると思うんですけれども、しかし、田園風景というのができている以上、そこになじむようなものだということですね。逆に言いますと、そうしたら、日本の田園風景の中に日本の野生生物を持つてきてそこになじむかというと、逆になじまなくなつているということだつてあるわけですよね。そのことは十分御理解いただきたいことだと思います。

○田島(一)委員 ありがとうございます。

では、時間もありませんので、次に吉田先生の方にお伺いをしたいと思います。

要旨の中にも、リスク評価の費用、デボジットを申請者が負担すべきだという御指摘をいただいております。現法案の中で、参議院の議論の答弁を引用させていただくと、幅広く費用にかかわる話だとして、情報提供という部分での費用提供のことを答弁でおっしゃっているわけなんですが、この先、デボジット制で申請者負担を進めていくとした場合、どれくらいの費用が発生するものというふうに考えられるのか。例えばニュージーランドの事例等々も考えるとして、申請時にあらかじめ申請費用として提供されると、申込時にあらかじめ申請費用として提供される場合、金額と申しますか、これぐらいのことが考えられるだろうというような数字、もしお示しいただけたら、御参考までにお願いできませんでしょうか。

○吉田参考人 申請料とそれからデボジット、ちょっとと違う意味なんですねけれども、ニュージーランドの例などを私伺いますと、そういう申請をして審査してもらうのに三十万円ぐらいだそうです。そうすると、そのぐらい払うんだったら、余り見合わないからやめるという人が、ある程度敷居を高くしている、そういう意味があるんだそうですけれども、我が国の場合には、外来種の珍しいものを輸入しよう、あるいはそれによってお金に

かえようという人たちはたくさんいますので、三十万円ぐらいじや余り敷居が高くなつたことにならないんじやないかと思います。とにかく、当然、判定するにはそれなりにお金がかかるわけでですから、そのぐらいは私は払つたつていいと思うんです。

デボジットは、ちょっととまた別な意味なんです。六ヶ月では判定は難しい、どう考へても、これを一年に延ばしたからといって、それで、その間に被害が出てくるかというと、もつと、五年もたつてから出てくるかも知れないわけです。ですから、何年延ばしても、もつと先に出てくる可能性はあるわけです。

ですから、私としては、六ヶ月で判断し切れないと、それは延ばす制度をつけてほしいというのがまず第一ですけれども、それでない場合は、デボジットは、今段階で判断できないけれども、もししかしたら非常に甚大な被害が可能性としては残るという場合には、デボジット、これはいわば保証金のようなものですね。一応、今は判断できませんから、六ヶ月ではこういう判断をしたけれども、そのかわり、これがもし広がつてしまつた場合で被害が出たときは、例えばそれを排除するのによどのくらいのお金がかかるのかということを考えた場合には、物によつては何億というお金がかかる場合もあるわけです。

ですから、そういった個人的にちょっととしたものを入れる場合と、それから、産業として非常にたくさん入れる場合とでは、その金額が全然違つてくると思いますが、本当に産業的につくらん入れる場合には、それこそ億単位のデボジットが必要になつてくる場合もあるんではないかと思います。

○田島(二)委員 ありがとうございます。

私も、実はそれについては非常に賛成の意見を持っております。ただ、今法案の中でこれがどのようによつて担保されていくのかなという不安も実は一方で持つておりますので、後ほどの審議の中でしっかりと詰めてまいりたいというふうにも思つて

おります。

引き続き、関先生にお願いをしたいんですけれども、先ほど岩瀬先生の方からありましたように、ビオトープについても、それこそ、どちらかといえども、その一方で、緑化の問題の中で、最近では、高層ビル群の屋上緑化、このあたりが随分問題視されてきたかというふうに思います。当然、ヒートアイランド現象等に対する効果をねらつての、東京都の方も随分推進をされてきましたが、この中にも随分外来種が使われてきているということを聞いておりま

す。しかしながら、そういった努力を一面的に何もないで、ヒートアイランドだけを屋上緑化に持たせる、これもまたナンセンスな話だと思います。そういう中で、ドイツでは、具体的には、屋上緑化の中でもヒートアイランド現象も抑えていくような効果も高めていただきたい、まさにそういう意味では、もつともっと環境教育的な多面的な機能といふものがあれば、多くの機能を一つのものに担わせていく、そういうことを聞いております。日本でもせひそんなことを考えていただきたいと思つております。

○関参考人 ビオトープと屋上緑化の話は直接的にイコールということではないと思いませんけれども、それで、ドイツのビオトープ事業といいますか、地域計画を立てる、これは簡単に短い時間で説明する力が私にありませんけれども、各地域で域で持続可能な自然と調和した町づくりを考える場合に、どのくらいの緑被率があつて、どのくらいの生物多様性の観点で生態的質を維持させるか、そいつた中で、人口の配分であるとか道路とかそいつたものの配分が決まつてくるんだ、そういう計画論は、我々、ドイツに行つたときに聞かせていただいております。

そいつた中で、屋上緑化の考え方といいますか担当べき役割は、まさにヒートアイランドに対応するという一面的な物差しだけということではなくて、やはり地域の自然環境を維持する、また向上させる、そいつた意味では、ミティゲーション的な意味合いも持つて屋上緑化に多面的機能を持たせていくたいということも、ドイツで研

修させていただいたときには聞いております。

ただし、先ほど岩瀬先生の方からありましたけれども、原生的なハビタットが今そのまま同じ日本で保たれているんであれば、それに乗つて生き物というのも、同じものをゴールとして目標すということは考えられるけれども、そもそも土台が変わつてきているのに、同じようなものに乗せることができるのが、これもまた同じじで、では、地上にあるものを屋上の上に持つては、全く同じタイプのハビタットまたはビオトープタイプというものが存続し得るのかというところについての議論というのは多々あると思います。しかしながら、そういった努力を一面的に何もないで、ヒートアイランドだけを屋上緑化に持たせる、これもまたナンセンスな話だと思います。そういう中で、ドイツでは、具体的には、屋上緑化の中には、そもそも、そこの地域に合つた自然生態系を、技術的にも何とか工夫して屋上でも確保させる、また、それプラスアルファ、屋上緑化の中でもヒートアイランド現象も抑えていくような効果も高めていただきたい、まさにそういう意味では、もつともっと環境教育的な多面的な機能といふものがあれば、多くの機能を一つのものに担わせていく、そういうことを聞いております。日本でもせひそんなことを考えていただきたいと思つております。

○田島(一)委員 時間が参りましたので、これまで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○小沢委員長 次に、高木美智代さん。高木(美)委員 本日は、大変お忙しい中、三人の方に御出席いただきまして、大変にありがとうございました。

こうした生態系を守るという取り組みにつきましても、地域固有の生態系を守るという、これは大変に大事なことでござりますし、またこれから

指道する力専なき一かにいなれと思つておれ
す。

そこで、こうした被害を防いでいきますには、当然、輸入の取り締まりであるとか、また駆除があるとか、それも大事だと思いますが、私は、やはり何よりもこうした国民の普及啓発、意識の向上、これが必要と思われると思っております。特に、先ほどペントのお話がございました。こうして、ペントを扱う業者、またそれを購入する国民、こういうことにつきましても、これはペントとは違いますけれども、吉田参考人には、先ほどアカデミーの会長のお話がございました。これはまさにこうした趣旨を国民に周知徹底をする大事な一つの例であると思っております。何となく手を挙げれば、三分の一ずつ、しかし、きちんと説明を聞いた後では、駆除もやむを得ない、こうした結論が七五%近くあつたという、こういうことにつきまして、私は大変重視をしたいと思っております。

こうした国民への普及啓発につきまして、三人の参考人の方に順次お伺いをしたいと思います。○岩槻参考人 国民の御理解をいただくというのが、これが一番重要なことであるというのは、まさにおっしゃっているとおりで、私は実は、この環境委員会の先生方が皆さん、環境の問題で常に成果を上げられると次の選挙は大丈夫だとうような時代になれば、世の中随分変わるんじゃないかというふうに思つていてるんです。

そのためにも、冒頭の説明でも申し上げましたように、十年ほど前に種の保存法をつくりましたときには、我々研究者が大分いらいないといけないような内容であつたけれども、それを持まづつくつていただくということで、その後のさまざまな経過を経て、絶滅危惧種の問題が世の中で理解されるようになつてきているという経過はあると思うんです。

今度の場合も、先ほど私の発言が消極的だとう御批判をいただきましたけれども、多少そういうところがある。何度も申し上げておりますように、

に、この案ができたらそれで全てができるなどということは決して思っていないんですけれども、ただ、国として外来生物に対しての対応が必要だということをこの法律で国民に訴えていたばかりで、そういうことがます重要なので、それを今後どう展開していくかということが、まさにこの問題に対する解決だというふうに思うんです。

て兵庫県立人と自然の博物館の仕事を引き受けた
せていただいているけれども、東大植物園にお
りましたときも、日本植物園協会の役員なんかもや
らせていただきましてけれども、そういうこと
を通じて、社会教育といいますか、そういうこと
が非常に重要だということを常々認識しております
し、科学というものをもつと国民に理解してい
ただくことによって生物多様性の問題というの
一番前進させるべきだというのが、基本的な考え方
なんですね。
それなら、今十分でいいないので、もつと

ニュージーランドも行つたことがありますけれども、伺いますと、やはり日本のようにならめつたら外国のものを持つてきてありがたがる、そつたう国ではなくて、非常に自分の国の生物多様性、国土というものに誇りを持つていらっしゃる。そして、もちろん、西洋人が来て、そしてマウリの人たちと一緒につくった国ですから、最初のころは西洋と同じような自然にしようと思つて随分いろいろなものを持ち込むには持ち込んだんですね。その上で、その反省に基づいて、これ以上持ち込むのはやめよう、そういうことになつたというふうに聞いております。

りますけれども、舶来のものはすぐれたものだと
いう考え方がありまして、どうしても外国のものは
は珍重する、そしてそれが高く売れるということ
がございます。先ほどツキミソウの話とかクロ
バ一の話なんかもありましたけれど、やはり、
ああいう百年ぐらいかけて日本になじんできたも
のと、それから、これからこの法律をつくるなければ
ねば入ってきてしまうものは物すごく違ひがある
ということ、それは国民の方に理解していただか
なきやいけないと思います。

今は物流の速さなんかも全然違いますし、入つ

できたらとんでもないことになるというもののがいっぱいあるわけですね。そういったものが生態系に与える甚大な影響というものを理解した上で、そういうものをやたらめつたら持ち込むのは非常に日本の生態系にとっては犯罪的なことなんだ、そういうことをみんなが理解していくことが、この法律をうまく運用していくかぎり

○閑参考人 私どもも、自然保護を進める団体として日々活動をしているわけですが、なぜこれだけ大きな問題が一般国民の方たちの理解を得られないのかということは、この外来種問題に限らず、いろいろなことで感じております。そういったところで、では、シンボジウムや書

籍をつくる、または、先ほども申しましたような形で何か免許を出すというようなことも、取り組みとしては行っていますけれども、翻つて、ちょっと整理をして、解析して我々の方でチェックをしますと、例えば内閣府で世論調査を行っている中で、国民が環境問題について何から一番反応を得るかということを調査したことがあります。そうしますと、一番は、いろいろ我々がやっている地道な活動よりも、何といっても日本の場合はテレビから環境の問題を考える。その次は新聞、その次が雑誌。これは、世論調査の結果、こういったデータがあるという一つの客観的なデータになりますけれども。

そういったことから、例えば昨年、環境教育の推進法というのが法律で通っていますけれども、この中にも明記されていますように、環境教育というものは、あくまで学校教育の中だけで行うものだけではなくて、社会的にどこに立場の方でも、どのセクターでも行っていくべきだと。
そういうこともかんがみますと、冒頭、意見の中でも述べさせていただきましたとおりですが、効果的に戦略を持つて、我々の機関も頑張りますけれども、ぜひ政府としてもそのデータを生かして、テレビや新聞や雑誌というところでマスコミの方たち、報道機関の方たちの協力を得て、こういったものをしっかりとアピールしていくというようなことに尽力していただきたいな、そんなふうに思います。

○高木 美 委員 大変ありがとうございました。
そこでお伺いしたいのですが、これは閲参考人にお伺いいたします。

先ほどから学校ビオトープというお話をございました。私、東京の江東区に住んでおりまして、南砂小学校、ここが貴協会から優秀賞をいただいたと大変喜んでいらっしゃいまして、また今まで大変枯渇しておりました東京の公園でも、自然再生事業の一つの象徴としまして公園にビオトープが受けられるようになつております。しかしながら反面、先ほどから何人かの方から御

指摘がありましたが、例えば、自然にいいからコイを放流するとか、またメダカを放流するとか、またきれいだからコスモスをだつと並べればそれでいいとか、そういう美しいから、自然があるからそれでいいのではないか、こういう国民の間違った認識、これが大変多くあると私は思います。

私は、やはりこうした遺伝子レベルのこだわりで、いろいろところまでは、国民の皆様はなかなか理解しにくいのではないかと思います。今、例えば土から病気の治療の薬ができるとか、またそういう研究も大変多く進んでいるところでござりますが、こうしたメッセージを、ぜひともまた専門家の皆様からも国民の皆様にお伝えをいただきたいということをお願いしたいと思います。私も全力で働きさせていただくつもりでおります。

最後に、これは吉田参考人にお伺いしたので

要ではないかと思います

また、先生おつしやるとおり、それ以外の、材木だとかいろいろなルートから非意図的に入ってくるものもございますので、そういうものは本当に省庁の連携がないといけませんので、これから基本方針をつくっていく中で、今回はあえて持ち込む特定外来生物についてこの法律の中で触られているわけですが、それでも、非意図的な導入というものについても基本方針の中に書いて対応していく必要があるのではないかと思います。

○高木(美)委員 大変にありがとうございました。
○小沢委員長 次に、阿部知子さん。
○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子で
す。

物多様性に関する知見は乏しいということを言いつつ、やはり大量の情報を持つていて、しかも、そういう大量の情報をいかに有効に活用して問題になつてきているところを整理できるかと、うことだと思うんです。

まず、岩槻参考人にお伺いいたします。
岩槻参考人が園長を務めておられた東大の植物園というのでは、実は私はそこの医学部を卒業したのですが、私どもにとりましては、そこに行けば、ちょっとと日常からほつとできる、非常にオアシスのようなところでもありました。そして、日本のように、そういう学術体系の中で、植物系の研究に時間を割けるだけの国としての位置づけをされたところとして、今般、独立行政法人化のいろいろな波が押し寄せたときに、やはり学問というか、そういうもので、参考になればいいのです。

ですから、この法律が成立しますと、いずれ特定外来生物の審査といいますか、認定といううなことが必要になつてくるかと思ひますけれども、そういうときには、現在我々が持つていています情報というのはできるだけ活用させていただきたいと思います。

ただ、何度も言いますように、情報量がまだ二〇〇%あるわけじゃないですから、ひとつとしたら科学が間違う、私がというよりは科学が間違う、こうござんばかりのことをせしめて、そ

今長いタームで考えなければいけないものの位置づけ、というものを日本がどう考えていくのかなど、思いを持ちながら、先ほどから参考人の御意見を聞いておりました。

今回提案されております法律体系の中で、いわゆる一人の市民として考えますと、経済効率が非常に時代的に前面に出てきた場合に、それ以外に本当に科学的なところ、学問的なところで何かを判定してほしいという思いが逆に強まっているのもまた事実だと思うのです。しかし、なかなか、学問は白黒を時間軸で百年とか考えなきゃいけないといふ矛盾に立たされた中で、今回つくられようとしております法案の中で、いわゆる専門検討委員会的な、それは学問的なものも含めての貢献

○阿部委員 恐らく、市民側から要求されているものは、やはりそういう科学的な判定委員会といふものを作り、その当座はわからないところがあつたとしても、そういうところで判定して一つ一つ確認していく作業が必要なのではないかという意味で、学者に要求されるものも高いのかと思います。

そして、もう一つ先生にお伺いしたいのです。が、同じような島国という成り立ち、海に囲まれていて、どうあるかをしませんけれども、そういう試行錯誤を繰り返しながら、よりよいものにしていくといふスタンスしか、こうしたことではあり得ないんじゃないかというふうに思っています。

使うわけですけれども、遺伝子汚染といふ言葉を
ましても、専門家の中では常識の範囲になつてお
る問題ですけれども、やはりまだまだ一般の方た
ちへの普及広報活動というものが、我々も含めて大
変未熟な状況であるということは否めない事実だ
と思います。

我々もコンクールを通じて盛んに、我々だけで
はなくして国外の事例も国外の方から言つていただ
いたりということはしますけれども、ぜひ今まで
以上に努力は、我々も含めて国民にわかっていた
だけるような情報の出し方というものを考えてい
きたいと思つております。

一般的には、空港あるいは港といふところが、人が入つてくる、荷物が入つてくる。そういうところで防げなくてはいけないわけですけれども、もう今の段階でも、例えばワシントン条約などにひつかかるような動植物を見分けられる人が全部そろっているかというと、そうではないということで、非常に厳しい状況だと思うんです。これに対応できるような、問題のある外来種を見分けられるようになるとか、そういう人材を十分に確保していく必要があると思いますし、また、税関では、ニュージーランドなどでは、問題のある生物がいればかぎ分けてワンワンとはえるような、そういう外来種の対策犬、ビーグル犬などを配置しておりますけれども、そういうことをも必

第一類第十一号 環境委員会議録第十三号 平成十六年五月二十一日

た国として先ほど来ニュージーランドの例が挙がっておりますが、そのニュージーランドにおけるさまざまな生物多様性の保存と我が国とを比較した場合、これまであるいはこれからどのような課題がありますようか。

○岩槻参考人 ニュージーランドとの対比は、私も非常に重要なことだと思って、いろいろな意味で申し上げたい部分があるんですけれども、一番典型的なのは、ニュージーランドは日本の四分の三ぐらいの面積ですけれども、人口が横浜市民の数ぐらいなんですね。ニュージーランドで日本人に出会いますとしばしば言うんですけれども、日本列島から横浜市民以外の人々が皆さん撤退していくたまごと、日本もニュージーランド的なことがいろいろやれるようになるんじゃないかな。

先ほどから話題になっています普及活動ということでもまさにそうだと思うんですけれども、ニュージーランドで人々がいろいろなことを認識されるというのと日本で一億二千万の人が認識をしていただくというのは、随分違うと思うんですね。しかし、それにもかかわらず、例えばこの外

來生物に関する認識も日々進んでいるということは、私は肌で感じ取っているといいますか、理解しているんです。

例えば、つい二年前ですか、一年半ほど前ですか、新生物多様性国家戦略の案ができるたときにパブリックコメントを求めたときに、今正確な数字は覚えていませんけれども、千数百ぐらいい、パブリックコメントを貰ったときに、今までの傾向を見ますと、比較的、政令で決められたものというものに関しましては、割と経済的なものに引っ張られて、例えば種の保存法に関しても指定がなかなか思うようにいかない。これは吉田さんの方からも話がありましたが、法律はで

ただける輪を広げていけば、ニュージーランドと比肩できるようなさまざまな対応もできるようになります。

○阿部委員 ニュージーランドのこととも関係しますが、確かに、もし私たちの国に非常に経済優先

の論理がはびこらなければ、もう少し問題を本質的に掘り下げられると思うのですが、さつき参考人がおっしゃいましたように、ワシントン条約で本列島から横浜市民以外の人々が皆さん撤退していくたまごと、日本もニュージーランド的なことがいろいろやれるようになるんじゃないかな。

先ほどから話題になっています普及活動ということでもまさにそうだと思うんですけれども、ワシントン条約における種の保存と今回でき上がった法案の構を埋められるとお考えでしよう。アライグマがどうと入つてくるというような現状があるわけです。

その中で、果たして今回のこの法案で、特に二十万円以下のものは特に制限もなく入ってくるという我が国の状況を見たときに、どのような形でワシントン条約における種の保存と今回でき上がった法案の構を埋められるとお考えでしよう。抽象的だったちょっと言い直しますけれども。

○関参考人 私の意見の中にワシントン条約の件は今回含めていなかつたと思いますから、私の発言に対してもう一つ言及しますが、生物多様性の国家戦略という形で述べられておりましたので参考になればと思いましたが、済みません、私の質問がちょっと先生の御発言の意を酌んでなければ結構でございます。

さつき先生は、WTOとのあつれきが生じる場合に、あえて言えば、そのことも踏み越えて、予防原則にのつとつしていくべきではないかというふうにお話しでしたので、そこから演繹したこと

ございますが、そういうふうにお答えいただければと思います。

○関参考人 自由貿易の経済との比較であれば物差しが幾つかあって、WTOの方向では、当然貿易障害を減らしていくという方向で推し進めています。

ただし、その中でも、環境の保全に対するところはどのくらい、農業関係でよく言われているグリーンボックスのようなものがあるわけですが、それでも、そういう部分をどこまで高めるかといつたときに、今回のこの法律の運用に当たつても、が、この点について再度、今後、この法案を土台にしていくとすれば、どのような形が考えられます。

○吉田参考人 御質問ありがとうございます。

重要管理区域に関しては、この法律の中では残念ながら設定されておりません。ただ、琉球諸島についても小笠原諸島についても非常に重要な地域ですので、今後の課題として、そういう地域は、国境とは違つて、生物から見れば国境があるわけですね。そういうところへの他地域からの持ち込みを考えるということは、まだ課題としては残つてゐるということだと思います。

環境省の方からは、参議院の質疑の中で、既存の法律を使ってという答弁がありましたけれども、自然公園法の中で、特別地域などにおいて植物とか昆虫とかをとつていくことは禁じられておりますが、そこに放すことは禁じられていないわけですので、私も、そういう少し変えればできるところからまずやつていくということが必要なんではないかなと思つております。

ているところだと思いますが、そのことと比較して今後の我が国の課題とすることでお願いいたしました。

○関参考人 生物の安全保障ということでしょうか。生物の安全保障というのは、済みません、具体的にどのような内容でお話ししたらよろしいでしょうか。

○阿部委員 ゴメンなさい。先生からいただきましたこの「エコシステム」という中で触れられておりました生物安全保障ということ、特に輸入検疫のことで今ワシントン条約も問題にしたのです。が、生物多様性の国家戦略という形で述べられておりましたので参考になればと思いましたが、済みません、私の質問がちょっと先生の御発言の意を酌んでなければ結構でございます。

さつき先生は、WTOとのあつれきが生じる場合に、あえて言えば、そのことも踏み越えて、予防原則にのつとつしていくべきではないかというふうにお話しでしたので、そこから演繹したこと

ございますが、そういうふうにお答えいただければと思います。

○阿部委員 済みません。さつきのワシントン条約は、たしか吉田先生のお話だったかもしれません。お許しください。

最後に、吉田先生にお伺いいたしますが、先生のレジュメの中でいわゆる重要管理区域の指定、日本は国という区切りで考えれば日本列島ですが、小笠原諸島、それから琉球列島、おののおのの単位での問題が主に論じられていますが、小笠原諸島とか琉球諸島の地域的な重要区域指定ということともまた重要なであろうという御指摘でした

が、この点について再度、今後、この法案を土台にしていくとすれば、どのような形が考えられます。

○吉田参考人 御質問ありがとうございます。

重要管理区域に関しては、この法律の中では残念ながら設定されておりません。ただ、琉球諸島についても小笠原諸島についても非常に重要な地域ですので、今後の課題として、そういう地域は、国境とは違つて、生物から見れば国境があるわけですね。そういうところへの他地域からの持ち込みを考えるということは、まだ課題としては残つてゐるということだと思います。

環境省の方からは、参議院の質疑の中で、既存の法律を使ってという答弁がありましたけれども、自然公園法の中で、特別地域などにおいて植

も大変力強い言葉としまして、生物多様性の保全というのを、今回の法律では原則として種の指定のところでは強めにいきたいというような言葉をいたしておりますので、基本方針、またこれからつくられます主務省令なんかでは、ぜひ、そういったことを明記していただきたいということを私は述べさせていただいております。

○阿部委員 済みません。さつきのワシントン条約は、たしか吉田先生のお話だったかもしれません。お許しください。

最後に、吉田先生にお伺いいたしますが、先生のレジュメの中でいわゆる重要管理区域の指定、日本は国という区切りで考えれば日本列島ですが、小笠原諸島、それから琉球列島、おののおのの単位での問題が主に論じられていますが、小笠原諸島とか琉球諸島の地域的な重要区域指定といふこともまた重要なであろうという御指摘でした

が、この点について再度、今後、この法案を土台にしていくとすれば、どのような形が考えられます。

○吉田参考人 御質問ありがとうございます。

重要管理区域に関しては、この法律の中では残念ながら設定されておりません。ただ、琉球諸島についても小笠原諸島についても非常に重要な地域ですので、今後の課題として、そういう地域は、国境とは違つて、生物から見れば国境があるわけですね。そういうところへの他地域からの持ち込みを考えるということは、まだ課題としては残つてゐるということだと思います。

環境省の方からは、参議院の質疑の中で、既存の法律を使ってという答弁がありましたけれども、自然公園法の中で、特別地域などにおいて植

○阿部委員 生物の種の多様性ということで今回
のような法律の論じる枠組みができる、そしてさ
らに、より一步国会としても進めていくために、
きょうの参考人の御意見を参考にしながら取り組
んでいきたいと思います。

ありがとうございました。

○小沢委員長 以上で参考人に対する質疑は終了
いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げま
す。

参考人の皆様におかれましては、貴重な御意見
をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。
委員会を代表いたしまして厚く御礼
を申し上げます。

次回は、来る二十五日火曜日午前九時三十分理
事会、午前九時四十分委員会を開会することと
し、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十六分散会

平成十六年六月四日印刷

平成十六年六月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C